

2020 年度

訴訟援助申請書

2020 年 6 月 30 日

一般社団法人自然の権利基金 御中

下記のとおり助成を申し込みます。

第 1 申請者

【グループ名】 馬毛島の自然を守る会
【所在地】 〒891-3221
鹿児島県西之表市伊関 1115
TEL/FAX 0987-28-0240
E-mail
【代表者名】 長野広美

印

第 2 訴訟の内容

訴訟名 損害賠償請求控訴事件
<控訴日 令和元年 9 月 30 日>
訴訟概要及び進捗状況 (500~1,000 字程度)
第一審判決 令和元年 9 月 18 日
控訴提起 令和元年 9 月 30 日
第 1 回口頭弁論期日 令和 2 年 3 月 26 日
進行協議 令和 2 年 6 月 15 日

第 3 訴訟の目的及び意義

馬毛島の乱開発が違法であり、それによって漁業被害が生じたことを訴える民事訴訟です。

第 4 助成を必要とする理由

現地での打合せに加え、上記訴訟が福岡高等裁判所宮崎支部に係属しているため、宮崎への往復費用がかかります。

第 5 その他

- 1 助成金は訴訟費用（弁護士・専門家の旅費交通費、謝礼、調査費用、訴訟関係資料のコピー代、印紙代等、通常弁護士が依頼者より実費として徴収する範囲）として使用します。
- 2 費用の用途について、求めに応じて報告します。
- 3 訴状・最終準備書面・判決を、「自然の権利」基金にPDFなどで提出します。
- 4 『「自然の権利」基金通信』掲載のために、年 1~2 回程度、記事を提供します。
- 5 訴訟の期日をお知らせします。
- 6 「自然の権利」基金のチラシをニュースへ同封するなど、「自然の権利」基金会員拡大に協力します。
- 7 助成金は、下記の口座に振り込まれることを了承します。当該口座は、弁護団が直接管理しています。

三菱UFJ銀行 新橋支店 (普通) 口座 口座番号 4952626
名義人 弁護士法人東桜法律事務所預り口
(ベンゴシハウジンヒガシサクラハウリツジムショアズカリグチ)

- 8 弁護団に参加している弁護士は、以下の通りです。
別紙一覧記載のとおりです。

第6 助成申請金額

金45万円

現在、福岡高裁宮崎支部における損害賠償請求控訴事件が進行中のところ、弁護団の弁護士は種子島・東京に在籍しており、①福岡高裁宮崎支部での裁判出席に往復交通費（最安35000円程度/1人）と宿泊費（6000円程度/1人）がかかります。また、②種子島在住の原告団との打ち合わせや陳述書作成等の準備作業のため、種子島へ出張する必要があります（最安5万円程度/1人）。

なお、現時点で弁護団の立替金が45万円を超えています。

以上

